



国 住 防 第 1 号
平成26年4月25日

一般社団法人
日本ショッピングセンター協会 会長 殿

国土交通省住宅局長



接続ビル等における防災・減災対策の推進について（通知）

「地下街・地下鉄等及び接続ビル等における防災・減災対策の推進について」（平成26年4月25日国水環防第2号）（別添参照）において、不特定かつ多数の者が利用する地下街、地下鉄駅及びこれらに直結又は地下道を介して接続するビルによって形成される地下空間における防災・減災対策の推進について、国土交通大臣から各都道府県知事に対して通知されたところですが、貴連合会におかれましても、下記事項にご留意の上、関係事業者等とも連携を図りつつ、平成26年度出水期までに十分な対応を図られるようご協力をお願いいたします。

なお、この旨貴協会会員にも周知願います。

記

1. 浸水リスクの確認

地下空間は浸水に対する危険性が特に高いことに鑑み、洪水、高潮、内水に係る浸水想定区域及びハザードマップにより、管理する建築物の浸水リスクについて確認するようお願いします。

2. 地下街等との連携の強化

管理する建築物が水防法に基づき市町村地域防災計画に位置付けられた場合に、隣接する地下街、地下駅等の地下空間の所有者又は管理者と共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するようお願いします。その際、計画検討や連絡調整の場として協議会が設置された場合、積極的な参加にご協力をお願いします。

3. 支援制度の活用

国土交通省では、地下街・地下鉄及び接続ビル等における避難確保及び浸水防止対策に関する支援制度として、防災・安全交付金などを設けています（別添2参照）ので、積極的にご活用ください。

【参考】

○国土交通省ハザードマップポータルサイト (<http://disapotal.gsi.go.jp/>)

○「水災害に関する防災・減災対策本部」に関する資料等の公表

第1回 (<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/honbu.html>)

第2回 (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bousai-gensai-2kai.html>)

○避難確保・浸水防止計画の作成や訓練の実施等に関する相談窓口「災害情報普及支援室」の
連絡先及び計画作成等に役立つ情報の公表 (<http://www.mlit.go.jp/river/jieisuibou.html>)

以上

国 水 環 防 第 2 号
平成 26 年 4 月 25 日

各都道府県知事 あて

国土交通大臣

地下街・地下鉄及び接続ビル等における防災・減災対策の推進について（通知）

近年、国内外では、地下街、地下鉄等の地下駅及びこれらに直結又は地下道を介して接続するビル（以下、「接続ビル」という。）によって形成される地下空間（以下、「地下街・地下鉄及び接続ビル等」という。）において浸水被害が発生しております。また、我が国は、大都市圏を中心に地下街・地下鉄及び接続ビル等が広域に発達しており、大規模水害が発生した場合、甚大な人的被害の発生や、公共交通機関の運休に伴う経済社会的な影響が懸念されます。

このため、平成 25 年 6 月の水防法改正では、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街・地下鉄及び接続ビル等について、避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等の義務化がなされたところです。

また、国土交通省では、平成 26 年 1 月に「国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部」を設置し、平成 26 年度の出水期に向けて万全を期すため、地下街・地下鉄及び接続ビル等に関して講ずべき措置について、別添 1 のとおりとりまとめたところです。

つきましては、貴職におかれましては、地下街・地下鉄及び接続ビル等における防災・減災対策が推進されるよう、平成 26 年度の出水期前までに下記の内容について関係市町村に対し周知方取り計らわれますようお願いいたします。

なお、本通知は、水防法第 48 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 浸水リスクの周知

現在、全国の必要な地域すべてを網羅しているわけではないものの、洪水、高潮、内水に係る浸水想定区域又はハザードマップが多く地域で公表されています。

地下空間は浸水に対する危険性が特に高いことに鑑み、不特定かつ多数の者が利用する地下空間及びそれらに接続するビル等の所有者又は管理者に対して、これらの浸水想定区域及びハザードマップにより自らの地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水リスクについて確認するよう周知をお願いします。

その際、水防法第 15 条の規定に基づき市町村地域防災計画に記載されている地下街・地下鉄及び接続ビル等は洪水に係る浸水リスクのみを考慮して抽出されてい

るものであるため、この度の周知にあたっては、これらの市町村地域防災計画に記載されている地下街・地下鉄及び接続ビル等に加え、高潮や内水による浸水リスクも考慮した地下街・地下鉄及び接続ビル等も対象とするようお願いいたします。

なお、国土交通省のウェブサイト (<http://disaportal.gsi.go.jp/>) において、洪水、高潮、内水による浸水リスクに関して一元的に閲覧が可能となっており、平成 25 年度に新規に公表された浸水リスクについても平成 26 年 6 月を目途に時点更新を行いますので、積極的にご活用願います。

2. 接続ビル等との連携の強化

- (1) 水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に存する地下街・地下鉄及び接続ビル等として市町村地域防災計画に記載されているものと地下で接続している建築物等についても市町村地域防災計画への位置付けに努めるようお願いいたします。

また、これと併せて浸水想定区域内に存する地下街、地下駅等の不特定かつ多数の者が利用する地下空間について、市町村地域防災計画への記載状況を再確認し、市町村地域防災計画に定める必要があるものについて追加するようお願いいたします。

- (2) 洪水時において一体的な避難行動が行われることが想定されるにもかかわらず、一体的な避難確保・浸水防止計画が作成されていない隣接する地下街・地下鉄及び接続ビル等に対し、水防法第 15 条の 2 第 3 項に基づき、共同して避難確保・浸水防止計画の作成を行うよう積極的な勧告に努めるようお願いいたします。

その際、共同して避難確保・浸水防止計画を作成する地下街・地下鉄及び接続ビル等に対し、計画検討や連絡調整の場として協議会を設置することが望ましいことを併せて周知願います。

3. 支援制度の周知

国土交通省では、地下街・地下鉄及び接続ビル等における避難確保及び浸水防止対策に関する支援制度として、防災・安全交付金及び浸水防止用設備の税制優遇措置を設けています（別添 2 参照）。

また、地下街・地下鉄及び接続ビル等の所有者又は管理者による避難確保・浸水防止計画の作成や訓練の実施等に対して技術的助言を行うため、国土交通省の河川関係事務所内に相談窓口「災害情報普及支援室」を設置しております。相談窓口の連絡先や計画作成等に役立つ情報については、国土交通省のウェブサイトから入手可能です。（<http://www.mlit.go.jp/river/jieisuibou.html>）

つきましては、これらの支援措置を積極的にご活用願いますとともに、地下街・地下鉄及び接続ビル等の所有者又は管理者に対し周知方取り計らわれますようお願いいたします。

地下街・地下鉄等における避難確保・浸水防止対策に関する支援措置

別添2

平成26年4月時点

<予算制度>

対象施設等	措置制度		交付金事業者	目的・適用条件	備考 (国費率等)
	支援措置	対象事業名			
止水板、防水ゲート、逆流防止施設	防災・安全交付金 (注1)	下水道浸水被害軽減 総合事業 【下水道事業】	不特定多数が利用する地下 空間の管理者等 (地方公共団体から経費の 一部負担を受けて実施)	【目的】 浸水被害を最小化する ため、地方公共団体・関係 住民等が一体となって、 効果的な下水道によるハ ード対策等の着実な整 備に加え、ソフト対策、 自助の取組を組み合わせ た総合的な浸水対策を推 進する。 【適用条件】 ①当該いすれかに該当す る地区の浸水被害の軽減 及び解消を目的として、 「下水道浸水被害軽減総 合計画」に従い実施す る事業 ②県庁が所在する市等 のターミナル駅周辺地区 に代表される都市機能 が集積している地区で、 次のいすれかに該当す る地区 (ア)過去10年間に3回 以上の浸水実績があり、 当該浸水の延べ浸水面積 が1.5ha以上である地 区 (イ)過去10年間に浸水面 積が1ha以上の浸水実 績がある地区 (ウ)対策基本法に基づ く地域防災計画に位置付 けられた施設防災地点 及び避難地又は高齢者 ・障害者等要援護者 関連施設が存在し、過 去10年間に浸水実績が ある地区 ③過去10年間の延べ床 上浸水被害戸数が50戸 以上、延べ浸水被害戸 数が200戸以上で、床 上浸水回数が2回以上 発生し、未解消となっ ている地区 ④100mm/h安心プラン に登録された地区	国費率1/2 (ただし、交付金の 額は費用の 1/3を限度とす る。)
降雨及び雨水排除に 関するターミナルライ ムに提供するために必 要な情報提供施設及び その附属施設	防災・安全交付金 (注1)	下水道浸水被害軽減 総合事業 【下水道事業】	下水道管理者 (市町村)	①県庁が所在する市等 のターミナル駅周辺地区 に代表される都市機能 が集積している地区で、 次のいすれかに該当す る地区 (ア)過去10年間に3回 以上の浸水実績があり、 当該浸水の延べ浸水面積 が1.5ha以上である地 区 (イ)過去10年間に浸水面 積が1ha以上の浸水実 績がある地区 (ウ)対策基本法に基づ く地域防災計画に位置付 けられた施設防災地点 及び避難地又は高齢者 ・障害者等要援護者 関連施設が存在し、過 去10年間に浸水実績が ある地区 ③過去10年間の延べ床 上浸水被害戸数が50戸 以上、延べ浸水被害戸 数が200戸以上で、床 上浸水回数が2回以上 発生し、未解消となっ ている地区 ④100mm/h安心プラン に登録された地区	国費率1/2
河川情報収集・提供シ ステム	防災・安全交付金 (注1)	総合流域防災事業 (情報基盤整備事業) 【河川事業】	河川管理者 (都道府県)	【目的】 指定区間内の一般河川 及び二級河川に係る雨 量計、水位計等の観測 施設、観測されたデー タを収集・処理・伝送 するシステム、水位や 流量等を予測・提供す るシステムの整備が可 能。 【適用条件】 ・河川管理者は、河川 等の情報を一元的に 収集、分析及び伝送す る情報基盤を効率的・ 効果的に整備するた めの全体計画の作成が 必要(総事業費3億円 以上)	国費率1/2等
防災用資機材の整備、 避難計画作成、避難訓 練等	防災・安全交付金 (注1)	効果促進事業(注2) 【下水道事業、河川 事業など】	河川管理者、不特定多 数が利用する地下空間 の管理者等 (地方公共団体から経 費の一部負担を受けて 実施)	【目的】 防災・安全交付金では、 基幹的な社会資本整備 事業のほか、基幹事業 と一体となって、基幹 事業の効果を一層高 めるために必要な事 業・事務を「効果促進 事業」として実施可能 。(左記のほか、効果 促進事業については、 地方の創意工夫を生か した幅広い事業の発案 ・実施が可能。) 【適用条件】 ・防災・安全交付金の 実施にあたっては、都 道府県及び関係市町 村が協議の上、社会 資本総合整備計画の 作成が必要。 ・効果促進事業とし て実施する場合、社 会資本総合整備計画 に交付対象事業とし て定める必要。(全 体事業費の2割目 途)	国費率1/2等

注1:上記交付金の活用にあたっては、地方公共団体作成の「社会資本総合整備計画」における交付対象事業としての位置づけや、地方公共団体による経費の一部負担が必要であることから、市町村又は都道府県へご相談下さい。

注2:社会資本総合整備計画の目標を実現するために防災・安全交付金の基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業に限りません。

<税制>

対象施設	措置制度		備考
	税の種類	措置の対象(詳細)	
地下街等における浸水 防止用設備	固定資産税	浸水想定区域内の地下街 等の所有者又は管理者 が、水防法に規定する 浸水防止計画に基づき 浸水の防止に資するた めに取得する浸水防止 用設備(防水板、防水 扉、排水ポンプ、換気 口浸水防止機)。	浸水想定区域内の一定 の地下街等の所有者 又は管理者が、水防 法に規定する浸水防 止計画に基づき、浸 水の防止を図るた めに取得する一定 の償却資産に係る 固定資産税について、 課税標準を最初の5 年間価格に次の割合 を乗じて得た額とす る措置を平成26年4 月1日から3年間に 限り講ずる。 (1)大臣配分資産又は 知事配分資産(※) 3 分の2 (2)その他の資産 3 分の2を参照して2 分の1以上6分の5 以下の範囲内に おいて市町村の案 例で定める割合 ※鉄道事業者が所有 する償却資産(線路 設備等)等が該当